### 緊急事態宣言に伴う本市の対応について

令和3年7月31日 新型コロナウイルス感染症相模原市対策本部

令和3年7月30日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部による8月2日(月)の「緊急事態宣言」の発令の決定を受けて、県から「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が示された。

これらを踏まえ、感染拡大防止策をさらに推進し、市民の皆様の命と暮らしを守るため、8月2日(月)から緊急事態宣言の終了までの間、本市においては、主に次のとおり対応することとする。

### 1 衛生分野

## (1)医療体制の確保

- 医療の提供体制については、「神奈川モデル」を基本として、国や県、関係団体、医療機関 と連携しながら必要な病床を確保するほか、宿泊療養施設の適切な運営、自宅療養者に対す る健康観察を確実に行う。
- 医師会、医療機関等との連携により、感染拡大時においても適切に診療、検査が受けられる体制を確保する。

#### **( 2 )ワクチンの住民接種の実施**

○ 新型コロナウイルスワクチン接種については、ワクチンの供給見通し等の最新情報の把握 に努め、市民に混乱を招くことがないよう正確な情報発信を行うとともに、今後のワクチン 供給量を考慮した接種体制の整備を図り、万全の感染防止策の下、着実に接種を進めていく。

#### 2 生活分野

#### (1)外出自粛等の市民への周知

- 市民に対し、徹底した外出の自粛を広く周知するとともに、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、感染を防ぐ取組を徹底するようお願いする。
- 生活に必要な場合を除き、県外への移動は極力控えるようお願いする。

# (2)市設置施設及び市主催イベントの取扱い

- 市が設置している施設については、原則として8月6日(金)から供用を休止する。ただし、こどもセンターや児童館などの子ども関連施設等は、感染防止策を徹底した上で継続して開館する。また、既にチケットの販売等が開始されているイベント等については、個々の実情に応じ適切に対応する。なお、施設の休止に係る施設使用料等については還付する。
- 市が実施するイベントは、市主催イベントの取扱方針に基づき、当分の間、市政運営上、 真に必要なものに限定して、実施することとする。

#### (3)生活困窮者への相談体制の強化

○ 引き続き、土・日・祝日を含め、生活困窮者及び生活保護の相談窓口を開所する。

# (4)学校・保育所等の取扱い及び感染防止策の徹底

○ 市立小・中学校等については、感染リスクの高い活動は行わない。 保育所等・児童クラブは、感染防止策を徹底した上で開所する。ただし、保育所等につい ては家庭での保育が可能な場合は、協力をお願いする。

## 3 経済分野

# (1)中小企業等に対する支援及び情報提供

○ 産業支援機関等と連携して中小・小規模事業者及び個人事業主への相談体制を継続するとともに、国及び県が行う、飲食店等への営業時間短縮要請に対する支援策について、市内の対象事業者等に情報提供を行う。

# 4 市の業務体制

# (1)業務継続計画の徹底

感染拡大の抑制を図るためにはワクチン接種など、新型コロナウイルス感染症に係る業務に全庁を挙げて取り組む必要があることから、これまで実施してきた業務継続計画をさらに徹底し、緊急性が高くない業務の縮小を図るなど、業務の精査・見直しを行い、職員の動員や全庁横断的な役割分担等に迅速に対応できる体制を確保する。

#### (2)職員のテレワーク等の徹底

○ 感染拡大の防止を図りながら、市の機能を維持するため、職員のテレワーク及びシフト勤 務等の実施を徹底する。